

DXマインド醸成研修（オンライン講座等）企画運営業務委託仕様書

1 事業の目的

山梨県デジタルトランスフォーメーション推進計画（以下「県DX推進計画」という。）では、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するためには、デジタル社会に必要なリテラシーを育むための県民向けの教育や学習が必要であるとしている。

本事業は、県DX推進計画のこうした方針に基づき、県民を対象にDXを自分事と捉えるためのきっかけとなるマインド醸成を目的とし、DXについて知ってもらうための動画作成（紹介編）及びDXを自分事として捉えてもらうためのオンライン講座（入門編）を実施する。

※DXマインド醸成のためのステップの考え方

紹介編 「知る」 : DXとは何か分からない方にDXを知ってもらう

入門編 「考える」 : DXという言葉を知っているが、何に役立つかわからない方に、
具体的事例等を通じて自分事として考えてもらう

初級編 「行動する」 : DXに興味はあるが、実際の取り組みには至っていない方に、
具体的な手法の学習を通じて取り組みのきっかけとしてもらう

2 事業の概要

(1) 事業の種類

以下の業務を実施すること。

- ① DXマインド醸成（紹介編）動画作成業務
- ② DXマインド醸成（入門編）オンライン講座企画・運営業務

(2) DXマインド醸成（紹介編）動画作成業務

DXとは何か分からない、DXという言葉を知ったことがない県民を対象に、DXの言葉の定義から、なぜDXの推進が求められているのかを理解してもらうための動画を作成する。動画作成条件は次のとおりとする。

- ① 動画は30分から1時間程度とすること。（合計1時間以内であれば、複数の動画を作成することも可能。）
- ② DXに興味を示し、期待感を抱かせるような内容とすること。
- ③ DXという言葉を知ったことがない県民にもわかるような内容とし、なるべく専門的な用語の使用を控えること。
- ④ DXをイメージ出来るよう優良事例を盛り込むこと。なお事例について県内外は問わない。
- ⑤ 作成した動画は、2月10日までに動画配信サイト（山梨県公式 Youtube チャンネルである、「山梨チャンネル」にて配信を想定）で視聴可能とすること。

(3) DXマインド醸成（入門編）オンライン講座企画・運営業務

① 講座の内容

- ・ DXという言葉は理解できるが、何に役立つかわからない県民を対象に、DXを自分事として捉え、DXを進める上でポイントとなる考え方を理解してもらう内容とすること。

- ・ 特に、DXにおける「D：デジタル」は目的ではなく、「X：変革」を起こすための手段であることを理解してもらう内容とすること。
- ・ 県内の取り組み事例など、参加者が身近に感じられるような事例紹介を含めること。

② 講座の実施方法

- ・ オンライン（Zoom、Microsoft Teams など）による講座とし、配信環境は受託者が用意する。
- ・ 1回50人を目途とし、10回開催する。（各回同じ内容の講座）なお、土曜日もしくは日曜日に2回以上開催すること。
- ・ 講座時間は90分から150分程度とする。
- ・ 当該講座は令和5年3月10日までに実施する。
- ・ 講座終了後に録画した内容（1回分）を、動画配信サイト（山梨県公式 Youtube チャンネルである、「山梨チャンネル」にて配信を想定）で1年程度視聴可能とする。

③ 講座の周知等

- ・ オンライン講座を周知するための紹介動画（5秒程度を想定）を12月26日までに作成すること。

3 委託項目

(1) 事業の企画

- ・ 企画提案書に基づき、詳細な企画書を作成
※内容については、研修のコンセプト、スケジュール、研修項目、得られる効果、進行方法等、具体的に示し、県と協議のうえ作成すること。

(2) 動画の作成

- ・ 紹介編となる動画を作成すること。
- ・ オンライン講座を広報するための紹介動画（youtube 等で広告を予定しており、5秒を想定）を作成すること。

(3) オンライン講座の準備

- ・ 入門編となるオンライン講座に必要な投影資料、参加者への案内、オンライン講座の開催要項を作成すること。
- ・ オンライン講座の受講希望者の受付（フォームの作成等）と視聴用URL等の連絡
なお申請フォームは、県の事業としての一体性を確保するため、県庁ホームページにDXマインド醸成事業全体のページを作成し、そこからリンクすることを想定している。

(4) オンライン講座の運営

- ・ オンライン講座を実施すること
- ・ オンライン講座に必要な情報機器等の環境を用意すること

(5) 事業の効果測定

- ・ 事業の効果測定を行い、実施結果報告書を作成すること。

4 費用

契約金額は、本業務の遂行に直接必要な経費及び関係者との調整等に必要な経費とする。

5 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託契約業務完了報告書を、山梨県に提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

- ① 本業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使用、複製できるものとする。成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。
- ② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 受託事業者は、本業務を遂行するにあたり、必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切かつ詳細な業務実施計画書を立案し、県の承認を得ること。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、「DXマインド醸成研修（オンライン講座等）企画運営業務委託に係る企画提案公募要領」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

(2) 必要な資機材について

委託業務に必要な資機材は、受託事業者が用意すること。

(3) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、山梨県個人情報保護条例（平成17年3月28日条例第15号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(4) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

(5) 紛争処理について

委託業務に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。